

特許庁委託

令和4年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業調査研究報告書

修理する権利：知的財産法の視点から

**Right to Repair from an Intellectual Property Law Perspective**

君嶋 祐子

**Yuko KIMIJIMA**

令和5年3月

**March 2023**

一般財団法人知的財産研究教育財団

**Foundation for Intellectual Property**

知的財産研究所

**Institute of Intellectual Property**

修理する権利：知的財産法の視点から

**Right to Repair from an Intellectual Property Law Perspective**

一般財団法人知的財産研究教育財団  
知的財産研究所  
派遣研究者  
君嶋 祐子

Yuko KIMIJIMA  
Overseas Researcher  
Foundation for Intellectual Property  
Institute of Intellectual Property

## 報告書の構成

はしがき	英 語
はしがき	日本語

抄録・要約	英 語
抄録・要約	日本語

目 次	日本語
本 文	日本語

## The Structure of This Report

Foreword	English
Foreword	Japanese

Abstract & Summary	English
Abstract & Summary	Japanese

Table of Contents	Japanese
Main Body	Japanese

## Foreword

The Foundation for Intellectual Property, Institute of Intellectual Property conducted the 2022 Collaborative Research Project on Harmonization of Industrial Property Right Systems under a commission from the Japan Patent Office (JPO).

Various medium-term issues need to be addressed to encourage other countries to introduce industrial property right systems helpful to the international expansion of Japanese companies and to harmonize the industrial property right systems of major countries, including Japan. Accordingly, this project provided researchers well-versed in the Japanese industrial property right systems with an opportunity to carry out surveys and collaborative research on these issues with the goal of promoting international harmonization of industrial property right systems through use of the research results and researcher networks.

As part of this project, we dispatched Japanese researchers to foreign research institutes to engage in collaborative research on target issues.

This report presents the results of the research conducted by Prof. Dr. Yuko KIMIJIMA, Keio University, Faculty of Law, at Technical University of Munich.\* We hope that the results of her research will facilitate harmonization of industrial property right systems in the future.

Last but not least, we would like to express our sincere appreciation for the cooperation of all concerned with the project, especially Prof. Dr. Christoph Ann, Technical University of Munich.

Institute of Intellectual Property  
Foundation for Intellectual Property  
March 2023

---

\* Period of research abroad: From August 1, 2022 until September 4, 2022

## はしがき

当財団では、特許庁から委託を受け、令和4年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業を実施した。

この事業は、我が国企業が海外各国において活動しやすい産業財産権制度の導入を促すため、主に日本を含む複数国間において産業財産権制度に関する制度調和を進める上で抱える中期的な課題に関し、日本の産業財産権制度に対して深い理解を有する研究者が調査・共同研究を実施し、得られた研究成果及び研究者のネットワークを活用して産業財産権制度に関する制度調和の推進を図ることを目的とするものである。

その一環として、我が国の研究者を外国の研究機関に派遣し、主に日本を含む複数国間において産業財産権に関する制度調和が中期的に必要な課題について共同研究による調査を行った。

この調査研究報告書は、派遣研究者としてミュンヘン工科大学において研究に従事した慶應義塾大学法学部 教授、君嶋祐子氏の研究成果を報告するものである\*。

この研究成果が今後の産業財産権制度調和の一助になれば幸いである。

最後に、この事業の実施に御尽力いただいたミュンヘン工科大学のChristoph Ann教授を始めとする関係各位に深く感謝申し上げます。

令和5年3月

一般財団法人知的財産研究教育財団  
知的財産研究所

---

\* 派遣期間: 令和4年8月1日～令和4年9月4日

## **Abstract**

*The objective of this study is to introduce the current status of the right to repair in Europe and its legal positioning, and then to investigate problems that should be considered in the interpretation of patent law in relation to the right to repair.*

*This study first outlines the fact that the theory of intellectual property law was developed in the linear economy, and the newly advocated concept of the circular economy, along with right to repair movements and actions taken by governments in Europe and the U.S. It then clarifies the legal positioning of the right to repair in Europe.*

*Next, this study introduces European theories that point out the low level of predictability in the application of product lifespan and the doctrine of exhaustion, and in judgments about whether an act constitutes repair or reconstruction under patent law, noting that assertions by patent rights holders are readily accepted at present. This study notes that repair or replacing parts or components can extend lifespan, and that it will be regarded as the production of a patented product if a repair of electronic devices or replacement of parts involves a characteristic part of the patented invention, or will be regarded as an infringement if deemed to be reconstruction beyond the “normal” lifespan of the product. As this would be an obstacle to achieving a circular economy, this study argues that socioeconomic requirements should be taken into account in the issuance and enforcement of patents, and points out the possibility that the question of whether something constitutes repair or reconstruction could be regarded as a breach of competition law, and, in particular, as a type of access control.*

## **Summary**

Movements demanding the right to repair have emerged in Western countries over the last few years. In Europe, proponents argue that this would not only protect consumers, but also achieve a circular economy and contribute to reducing both the volume of waste and the environmental burden of mass production. There is also movement in the U.S. for right to repair. There, in order to protect consumers and the fundamental property rights of product owners, it is discussed to regulate manufacturers for actions that physically or legally prevent repairs. It is also proposed to prevent manufacturers from monopolizing the aftermarket of product repairs.

Since 2021, in response to these developments, governments in Europe and the U.S. have begun identifying problems in competition law, consumer protection law, and intellectual property law, and have undertaken deliberations and instituted regulations and legislation to resolve them.

Manufacturers in various countries and regions, including Japan, need to consider putting in place

various arrangements to ensure compliance with these regulations, including publishing region-specific product instruction manuals and the like, and storing and swiftly dispatching parts for repair. Moreover, based on consideration of the advisability of exercising patent rights or copyright, and of whether they are in violation of competition law, they must think about the pros and cons of filing patent applications and implementing patented inventions, as well as the advisability of fitting software or access controls to parts linking the main unit of a product to its parts and components. Furthermore, in the Japanese domestic market as well, it is vital to form social and business models that create new industries, while achieving a sustainable society, such as cultivating an aftermarket for repairs. As such moves will also function to protect domestic and intraregional markets against cheap and nasty foreign products, a swift response will be required, to ensure that Japanese industry can turn the situation into one in which regulations enable it to expand its markets, rather than being subject to regulation in the West.

This paper sheds light on the importance of repair in the transition from a linear to a circular economy and, after establishing the legal positioning of the right to repair in Europe (chapters II to V), undertakes an introductory consideration of the interpretation of patent laws in European countries with a particular focus on the questions of repair and reconstruction, and the doctrine of exhaustion and lifespan, and then examines their relationship to access controls and violations of competition law (chapters VI and VII).

Chapter II points out that the theory of intellectual property law was built up in the linear economy. More specifically, in the age of mass production and mass consumption made possible by the investment of technology and capital amid the technological innovation that followed the Industrial Revolution, intellectual property law has provided a system enabling the capital invested in research, development, and marketing to be recovered and profits to be earned by allowing those who hold rights such as patent rights, design rights, and trademark rights over products to maximize the profits available from manufacturing and distributing those products. It has done so by protecting inventions of items and methods implemented in industry—primarily mining and manufacturing industry—and also by protecting the designs and brands of products distributed on the market. As a result, humanity has achieved mass production for mass consumption by mining and investing large quantities of minerals, fossil fuels, and other natural resources. This has generated a one-way, or linear economy, in which the large number of products distributed on the market are discarded in large volumes within a short cycle. However, people have become aware of the issues posed by this linear economy, in the form of large volumes of “garbage” being discarded, shortages of natural resources, and increases in carbon dioxide emissions.

Chapter III introduces the circular economy, which is a concept that has come to be advocated as a solution to the issues that have become apparent in the linear economy, and sheds light on the

positioning of repair in the circular economy.

A circular economy is “An economy in which the quantity of natural resource inputs is conserved and the quantity of waste emitted into the natural world is kept to an absolute minimum, in order to ensure the efficient use of resources and thereby avoid the generation of waste or ensure that any waste emitted is sent for reuse or recycling.”<sup>1</sup>

Even if a product is no longer able to be used as it is due to its age, repairing it or replacing parts or components so that it can continue to be used for as long as possible helps to avoid and reduce the generation of waste by extending the duration for which the product can continue to be used. In addition to the 3R’s of reduce, reuse, and recycle, which have often been used due to the focus on waste disposal, it is recommended that the +3R’s of repair, refill, and refurbish—which assist in the achievement of reducing and reusing—be used to create circular economy mechanisms and business models from the product manufacture and use stages.

Chapter IV introduces the right to repair movement and government actions in Europe and the U.S.

The right to repair has come under the spotlight in both public and private sector moves to construct a circular economy. One grassroots campaign formed in the EU in 2019, which demands the delivery and enhancement of the right to repair, makes the argument below. “The products we use everyday are getting harder and harder to repair. E-waste is one of the fastest growing waste streams in the world, with phone and laptops manufacturers making their products harder to fix. And it’s not just digital devices – the amount of household appliances failing within 5 years of their purchase is also skyrocketing. We’ve had enough. On every metric – emissions, social impact, waste – this can’t go on. So we’re committing to doing something about it. We want the Right to Repair.”<sup>2</sup>

The U.S.-founded iFixit,<sup>3</sup> which also participates in the aforementioned EU campaign, advocates as follows:

“We must secure our right to repair everything we own.

Access to parts, tools, and repair information should be fair and affordable.”

“Right to Repair is a global movement to secure our access to:

- Parts and tools to get our stuff fixed
- Manuals and diagnostics manufacturers use
- Software to reset security locks and pair parts”<sup>4</sup>

In Europe, rules established since March 2021 prescribe the useful lifespan of each type of electrical appliance, the period for which the components required for their repair must be stored, and

---

<sup>1</sup> Hosoda, Eiji, “The Role of Extended Producer Responsibility in the Circular Economy,” in Hosoda, E. and Onuma, A. (eds.) *Environmental Economics and Policy Design: Resource Circulation, Low Carbon, and Coexistence with Nature*, p. 5 (Keio University Press, 2019).

<sup>2</sup> RIGHT TO REPAIR, Who we are <https://repair.eu/about/> (26-11-2022).

<sup>3</sup> Japanese top page of the iFixit website, <https://jp.ifixit.com/> (26-11-2022).

<sup>4</sup> <https://jp.ifixit.com/Right-to-Repair#repair-is-freedom> (26-11-2022)

the length of time from component order to dispatch. The European Parliament is also considering further legislation. The parliament put out a call for submissions of evidence on January 11, 2022, and announced it would introduce legislation in the fourth quarter. In the U.S., the Federal Trade Commission (FTC) published a report on its investigation into the right to repair in May 2021. The Biden administration passed an executive order on July 9 that year, while the FTC issued a policy statement on July 21, setting out the issues for consideration. As there is a possibility that product manufacturers could be in violation of competition law when they act to obstruct the repair of products by independent businesses and end users, the European Parliament and the U.S. FTC will consider both the application of existing competition law and any new legislation required.

Chapter V introduces and considers the legal positioning of the right to repair, primarily in Europe.

1. Ownership of tangible objects: It is self-evident that owners have the right to repair and keep using the things they own. While the question of whether or not the owner can assert a legal right to demand that manufacturers make an item easily repairable requires consideration, it is more realistic to regulate the manufacturers by means of competition law, consumer protection law, or environmental law. On the other hand, hard-to-repair product design makes it difficult for the owner or possessor of a tangible item to exercise full control. Further, installation or remote reprogramming of an item with access control software, and IoT technology mean that manufacturers can control the methods by which the owner uses a tangible item even after the manufacturer has transferred ownership. Manufacturers can also profit financially by amassing data about the usage of the item. As such, the legal meaning of ownership in modern society should be reconsidered.

2. Environmental law: In Europe, environmental protection is not merely a policy goal, but an obligation imposed on EU governments by Article 3 (3) of the Treaty on European Union (TEU) and Article 11 of the Treaty on the Functioning of the European Union (TFEU). European action plans for achieving a circular economy and eco-design, and regulations and legislation creating a right to repair in response are thus the performance of EU governments' obligations based on those overarching laws. As such, grassroots campaigns and lobbying for this right are grounded in law and thus highly influential.

3. Competition law: As described above, deliberations on the right to repair in the U.S. are being carried out by the FTC in the context of policy on competition law. In Japan, too, deliberations on violations of antitrust law relating to printer ink and toner cartridges have been carried out within such frameworks as the publication of research or position papers by the Japan Fair Trade Commission, legal precedents from lower court's rulings on violations of antitrust law, and defenses relating to abuse of rights in patent infringement litigation. By contrast, discussions regarding regulation under competition law are less visible in Europe, perhaps because European environmental protection policies and legislative efforts are more advanced. Nevertheless, debate in the realm of

competition law is progressing, centered on access controls to repair information.

4. Consumer protection law: EU governments are required to ensure the highest standard of consumer protection (Article 169 of the TFEU and Article 38 of the EU Charter of Fundamental Rights) The extension of warranty periods and enhancement of warranties under consideration in Europe as of October 2022 could be described as regulations that will also help to protect consumers. On contrary, a considered regulation obligates manufacturers to repair or to replace with a manufacturer refurbished product, where a product has failed while still under warranty, even if the consumer prefers replacement with a new product. As such, these regulations not only oblige the business operator to repair the item or provide a refurbished one, but also restrict the benefits to consumers wishing to have the item exchanged for a new one in order to protect the environment by reducing waste.

Chapter VI introduces and examines the debate in Europe around patent rights in the context of the right to repair, focusing on patent right infringement cases hinging on whether an action constitutes repair permitted as an exercise of a patent right or construction deemed to be an infringement, and also arguments around the doctrine of exhaustion asserted as a legal principle limiting patent rights.

More specifically, the “normal lifespan” of a patented product has been taken into consideration as a criterion for determining whether an action constitutes legal repair or illegal reconstruction, or whether or not the patent right has been exhausted, but this lifespan is often influenced by the duration of the repair service offered by the patent rights holder or product manufacturer, or by the length of time for which the party concerned stores parts for repair. In addition, there is low predictability when it comes to the success or failure of arguments based on the doctrine of exhaustion, and the lack of harmonization between countries regarding international exhaustion is one reason why independent repairers are hesitant to enter the market. It has been pointed out that repairing or replacing parts or components can extend a product’s lifespan, and that it will be regarded as the production of a patented product if this repair of electronic devices or replacement of parts involves a characteristic part of the patented invention or will be regarded as an infringement if deemed to be reconstruction beyond the “normal” lifespan. This would be an obstacle to achieving a circular economy.<sup>5</sup>

Japan, too, has a similarly low level of predictability, despite a Supreme Court ruling in the ink tank case, as many of the factors were set out in the judgment criteria. In the patent infringement case, defenses to restrict the enforcement of patent rights, abuse of competition or antitrust law, socioeconomic needs of circular economy, shall be considered and established inside and outside the patent regime in order to realize varied benefits in the society.

---

<sup>5</sup> Taina Pihljarinne, Repairing and re-using from an exclusive rights perspective: towards sustainable lifespan as part of a new normal? in Intellectual Property and Sustainable Markets, Ole-Andreas Rognstad and Inger B. Østavik eds. (Edward Elgar, 2021) 81ff.

Chapter VII notes the importance of considering socioeconomic demands in the acquisition and exercise of patent rights, and points out the potential for analyzing the question of repair versus reconstruction as a breach of competition law and a type of access control.

First, it should be reconsidered about enforcement of patents by construing patent claims always according to the intention of the patent applicant in view of the purpose of patent regime under Article 1 of the Patent Act. It would probably be fair to say that encouraging inventions that reduce environmental impact by improving the performance of the product as a whole and inventions that create a different market from the existing market for the product as a whole or its aftermarket, thereby creating a new industry or resulting in business models that contribute to a circular economy becoming more prevalent in society for the purpose of the Patent Act to “contribute to the development of industry.” Development of new shapes for connectors of joining parts or components to the product as a whole without altering overall product performance, programs or IC chips used in such connectors are much less relevant for the purpose of the patent regime. In this context, considering socioeconomic demands is crucial in the issuance and enforcement of patents.

In addition, if we look beyond patent law, the question whether regeneration of consumable components or exchange of parts of a product constitutes repair or reconstruction can be positioned as a type of restraint of competition under the competition law or antitrust law, as it impedes entry into the product’s aftermarket. There have been many cases in different jurisdiction in which market access by repairers, maintenance businesses, or recycling companies is suspected to have been impeded in the name of protecting patent rights, copyright, information security, or product quality. Japan has itself seen a series of lower court cases in which breaches of the Antimonopoly Act were recognized to have occurred or in which the enforcement of patent rights was limited as an abuse of rights. Thus, it is anticipated that courts will go beyond the boundaries of intellectual property law to interpret and apply law based on a broader perspective.

Chapter VIII describes the conclusions of this study, which undertook critical consideration of repair or reconstruction in infringements of patent rights and the applicability of the doctrine of exhaustion in Europe and Japan from the perspective of a transition to a circular economy that requires the establishment of a right to repair. As a result of these deliberations, it notes the importance of considering socioeconomic demands in the issuance or enforcement of patents, and points out the potential for analyzing the question of repair versus reconstruction as a breach of competition law and a type of access control.

Finally, this paper points out the following two issues as particular problems remaining from the perspective of intellectual property law in relation to the right to repair.

First, Europe’s Community Designs Regulation has for many years contained a provision limiting design rights under the repair clause. In recent cases in Italy and Germany concerning the

interpretation of that clause, the European Court of Justice (CJEU) recognized the limitation of design rights by the repair clause (the Acacia decision). This case hinged on the extent of actions that can be taken by parts manufacturers and repairers for the repair of motor vehicles. In order to examine the relationship between the right to repair and the design law regime, it is vital to study the repair clause legislation history and the case law.

Next, the EU has had a cluster of cases focused on the question of whether or not the use of a trademark (or erasure of a trademark attached to an item) by producers of components for use in repairs, businesses involved in their distribution, and repairers constitutes an infringement of trademark rights. Amid aspirations to transition to a circular economy, opinions on whether the interpretation and application of the trademark law should be altered are divided even in Europe. As such, comparative studies will also be crucial when considering the system in Japan.

## 抄録

本研究は、欧州における修理する権利の現状と法的位置づけを紹介したうえで、修理する権利との関係で特許法の解釈論上検討すべき問題を調査研究することを目的とするものである。

まず、線形経済において知的財産法理論が構築されたこと、新たに提唱されてきた循環経済概念と修理の位置づけ、修理する権利運動と欧米各政府の動向を紹介したうえで、欧州における修理する権利の法的位置づけを明らかにする。

その上で、特許製品の耐用期間、修理か再生産かの判断、消尽理論の適用における予測可能性の低さや特許権者の主張が通りやすい現状を指摘する欧州の学説を紹介する。修理や部品・部材の交換を行えば「耐用期間」が伸びる電子機器の修理や部品交換等が、特許発明の特徴的部分であれば特許製品の生産とされ、あるいは「通常の」耐用期間を超える再生産とされて特許権侵害になるとすれば、循環経済の実現の障害となる。そこで、特許権の取得、行使においても、社会経済的要請を考慮し、また、修理か再生産かという問題を競争法違反、とりわけアクセスコントロールの一類型とする可能性を指摘する。

## 要約

数年来、欧米諸国において、「修理する権利」(right to repair)を求める動きが起きている。欧州では、消費者を保護するとともに、循環経済を実現して、ゴミの削減や大量生産による環境負荷を減らすべきであると主張されてきた。米国でも、消費者保護や製品の所有者の当然の権利として、メーカーが物理的または法的に修理を妨げる行為について規制すべきであるとされ、またメーカーが修理のためのアフターマーケットを独占することに反対する動きがある。

これらの動きを受けて、欧米各政府は、それぞれ、2021年以降、修理する権利を実現するために、競争法、消費者保護法、知的財産法上の問題点を指摘し、これらを解決する規制や立法の実現と検討を進めてきた。

日本を含む各国・地域の製造業者は、これらの規制に対応できるように、各地域での製品説明書やマニュアル類の公開、修理用部品の保存や迅速な発送等の体制を整え、特許権や著作権の行使の可否や、競争法違反の有無を検討した上で、特許出願や特許発明の実装、製品本体と部品・部材をつなぐ部分へのソフトウェア搭載やアクセス制限の是非を検討する必要がある。また、日本の国内市場においても、修理のためのアフターマーケットの育成など、持続可能社会を実現しながら新規産業を創出する社会モデル、ビジネスモデルの形成が重

要となる。これらの動きは、安かろう悪かろうの海外製品に対して国内ないし域内市場を守る機能も有しており、日本の産業界が、欧米で規制される側でなく、規制によって市場を広げる側に回れるように、迅速な対応が必要となる。

本稿は、線形経済から循環経済への転換における修理の重要性を明らかにし、欧州における修理する権利の法的位置づけを行ったうえで（Ⅱ章～Ⅴ章）、欧州各国における特許法の解釈論、特に修理と再生産、消尽論と耐用期間の問題に着目して、紹介検討したうえで、アクセスコントロールと競争法違反との関連を検討する（Ⅵ章～Ⅶ章）。

第Ⅱ章は、線形経済において知的財産法理論が構築されてきたことを指摘する。すなわち、知的財産法は、産業革命後の技術革新の中で、技術と資本の投下により可能となった大量生産大量消費の時代に、鉱工業を中心とする産業において実施される物の発明や方法の発明を保護し、流通する製品のデザインやブランドを保護して、その製品について特許権、意匠権、商標権などを有する権利者が、当該製品の生産や流通から得られる利益を最大化することにより、研究開発やマーケティングのために投下した資本を回収し、さらに利益を受けられるようなシステムを提供してきた。その結果、人類は、鉱物や化石燃料などの天然資源を大量に掘削し、さまざまな資源を投入して大量生産大量消費を実現し、大量に流通した製品は短いサイクルで大量廃棄される一方通行型の経済、いわゆる線形経済linear economyを実現させた。しかし、このような線形経済の下で、「ごみ」の大量廃棄、天然資源の不足、二酸化炭素排出量の増加が課題として認識されてきた。

第Ⅲ章は、線形経済の下で顕在化した課題を解消するために提唱されてきた循環経済（circular economy）を紹介し、循環経済における修理の位置づけを明らかにする。

循環経済とは、「各種の資源が効率的に利用されることによって廃棄物の発生が回避され、あるいは廃棄物が排出されてもリユースやリサイクルがなされるために、天然資源の投入量が節約されるとともに自然界へ排出される廃棄物の量が極限まで抑制されるような経済」のことである<sup>1</sup>。

ある製品が古くなってそのままでは使われなくなっても、できるだけ使用し続けられるように修理や部品部材の交換をすること等により、使用を継続できる期間を長くすることで、廃棄物の発生を回避し、減少させることができる。主に廃棄物処理に着目して使われることが多かったリデュース、リユース、リ

---

<sup>1</sup> 細田衛士「循環経済における拡大生産者責任の果たす役割」細田衛士＝大沼あゆみ編『環境経済学の政策デザインー資源循環・低炭素・自然共生ー』5頁（慶應義塾大学出版会、2019）。

サイクルの3Rに加え、リデュース・リユースを実現するために行われる修理 repair、充填 refill、再生 refurbish の+3Rにより、製品の製造・使用段階からの循環経済の仕組みづくり、ビジネスモデルづくりが推奨される。

第IV章は、修理する権利運動と欧米各政府の動向を紹介する。

循環経済を構築するための官民の動きの中で、修理する権利 right to repair が注目される。EUで2019年に組織された修理する権利の実現・拡充を求める市民運動は、次のように主張する。「私たちが毎日使う製品は、修理するのがどんどんむずかしくなっています。電話やノートパソコンの製造業者が、その製品を修理しにくくしているのに伴い、電子廃棄物 e-waste は、世界中で急速に増加している廃棄物の流れの1つです。デジタル機器だけではありません。購入後5年以内に故障する家電製品の量も急増しています。もうたくさんです。排出量、社会的影響、廃棄物など、あらゆる指標から、これを続けることはできません。だから私たちは、これを解決することを宣言します。私たちは、修理する権利を求めます。」<sup>2</sup>

また、上記運動への参加団体の1つで米国創業の iFixit<sup>3</sup> は、次のように主張する。

「私たちは所有する全てのものを修理する権利を持っています。

部品、ツール、および修理マニュアル情報へのアクセスは、公正かつ適切な価格でなければなりません。」

「修理する権利は、以下へのアクセスを確保するための世界的な運動です。

- 所有物を修理するための部品とツール
- 製造メーカーが使用するマニュアルと故障診断
- セキュリティロックとペアパーツをリセットするためのソフトウェア」<sup>4</sup>

欧州では、2021年3月から電化製品の種類ごとに使用可能とする期間、修理に必要な部品の保存期間を定め、部品の注文から配達までの期間を定めるなどの規則が制定され、欧州議会は、さらなる立法を検討している。2022年1月11日にエビデンスの公募が行われ、第4四半期には、立法につなげることが公表されている。また、米国では、FTCが同年5月に「修理する権利」について調査レポートを発表し、同年7月9日のバイデン政権の Executive Order、同月21日の FTC の Policy Statement で、検討課題が示された。製品の製造業者が非正規業者やエンド・ユーザーによる修理を妨げる行為は、競争法違反となる可能性もあり、欧州議会や米国 FTC は、既存の競争法の適用とともに、必要な新規立

<sup>2</sup> RIGHT TO REPAIR, Who we are <https://repair.eu/about/> (26-11-2022) を和訳。

<sup>3</sup> iFixit ウェブサイトの日本語トップページは、<https://jp.ifixit.com/> (26-11-2022)

<sup>4</sup> <https://jp.ifixit.com/Right-to-Repair#repair-is-freedom> (26-11-2022)

法を検討する。

第V章は、主に欧州における修理する権利の法的位置づけを紹介検討する。

1. 有体物に対する所有権           所有権者が、所有物を修理して使用し続ける権利があるのは自明である。もっとも、所有権のみに基づいて、製造業者に対して修理しやすくすることを請求する法的権利を主張できるか否かは検討を要し、競争法、消費者保護法、または環境法による規制が現実的であろう。一方で、有体物を所有・占有していても、所有権者・占有者による有体物の万能的支配を困難とするような修理しにくいプロダクト・デザインや、アクセスコントロールのためのソフトウェアの有体物への搭載や遠隔的な書換え、IoT技術によって、製造業者等が、他人に譲渡した後の有体物について所有権者が使用方法を統制したり、有体物の使用実態についてデータを集積して財産的利益を得たりするようになっており、現代社会における所有権の意味の検討は、法学上の重要課題の1つであろう。

2. 環境法                            欧州においては、環境の保護は単なる政策目標ではなく、EU条約3条3項およびEU機能条約（TFEU）11条でEU政府に課せられた義務である。欧州における循環経済やエコデザインのためのアクションプランや、それを受けて修理する権利を実現する規制や立法は、このような上位法に基づくEU政府の義務の履行であり、これを要求する市民運動やロピーイングは、法的根拠を伴って強い影響力を有する。

3. 競争法                            前述の通り、米国においては、修理する権利の検討は、FTCにおける競争法政策の中で行われている。日本においても、プリンタのインクまたはトナーカートリッジに関して、公正取引委員会による調査や考え方の公表、下級審裁判例による独禁法違反の判断、特許権侵害訴訟における権利濫用の抗弁の枠組みでの独禁法違反の検討が行われてきた。これに対して、欧州においては、環境保護政策や立法の取組みが進んでいるためか、競争法による規制の議論は見えにくいだが、修理情報へのアクセスコントロールを中心に、競争法の領域でも議論が進んでいる。

4. 消費者保護法                    欧州においては、高水準の消費者保護もEU政府に要請されている（TFEU169条、EU基本権憲章38条）。2022年10月現在に欧州において検討されている、品質保証期間の延長や保証内容の充実は、消費者保護にも資する規制といえよう。これに対し、廃棄物を減らすという環境保護目的のために、品質保証期間中に故障した製品の交換要求があった場合にも、当該製品を修理するか、メーカー再生品 **refurbished product** と交換することを義務づける規制は、事業者修理や再生を義務づけるだけでなく、新品との交換を望む消費者の利益をも制限するものである。

第VI章は、修理する権利との関係で、特許権侵害事件における特許権の行使として許される修理か、侵害となる生産か、という論点、あるいは、特許権制限法理として主張される消尽理論について、欧州での議論を紹介検討する。

すなわち、適法な修理か違法な再生産か、あるいは特許権が消尽するかどうかの判断要素として、特許製品の通常の耐用期間が考慮されてきたが、その耐用期間は、特許権者や製品メーカーによる修理サービスや修理用部品の保存期間等に左右されることも多い。また、消尽理論の成否についての予測可能性が低く、国際消尽について各国の調和がないために、独立修理業者が市場に参入するのをためらわせる原因となっている。修理や部品・部材の交換を行えば「耐用期間」が伸びる電子機器の修理や部品交換等が、特許発明の特徴的部分であれば特許製品の生産とされ、あるいは「通常の」耐用期間を超える再生産とされて特許権侵害になるとすれば、循環経済の実現の障害となると指摘される<sup>5</sup>。

我が国においてもインクタンク事件で最高裁判決が示されたものの、判断基準の中で示されたファクターの数も多く、予測可能性が低いという点で共通する。特許権侵害事件において、消尽理論、特許権の濫用、競争法ないし独占禁止法違反、資源循環の社会経済的必要性など、特許権行使を制限する抗弁が認められるかどうかについては、特許法制度内だけでなく、社会におけるさまざまな法益を実現するために妥当な規範の探索と定立を行うべきである。

第VII章は、特許権の取得・行使において社会経済的要請を考慮することの重要性と、競争法違反とアクセスコントロールの問題の一類型として、修理または再生産の問題を分析する可能性を指摘する。

まず、特許クレームや明細書の記載があれば、裁判所は、特許出願人が意図したとおりにクレーム解釈を行い、特許権の行使を認め続けてよいのかという根本的問題について、特許法1条の目的に立ち返って検討する。全体製品の性能を変更しないような全体製品と部品・部材との接続部分の形状や、接続部分に使用するためのプログラムやICチップの開発よりも、全体製品の性能を向上し環境負荷を減らすような発明や、既存の全体製品市場やそのアフターマーケットとは異なる市場を創設するような発明を奨励し、それにより新規産業を創出し、あるいは循環経済に資するビジネスモデルを社会に普及することが、「産業の発達に寄与」するといえるのではないか。その意味で、特許権の取得・行使において、社会経済的要請を考慮することが重要である。

---

<sup>5</sup> Taina Pihlajarinne, Repairing and re-using from an exclusive rights perspective: towards sustainable lifespan as part of a new normal? in Intellectual Property and Sustainable Markets, Ole-Andreas Rognstad and Inger B. Østavig eds. (Edward Elgar, 2021) 81ff.

また、修理か再生産かが問題となる消耗部材の再生や部品交換は、特許法の外にも目を向ければ、製品市場のアフターマーケットへの参入を妨げる競争法ないし独禁法違反事例の一類型に位置付けることができる。特許権、著作権、情報セキュリティ、製品品質の保護の名の下に、修理業者、メンテナンス業者、リサイクル業者の市場参入を妨げたことが疑われる事例は古今東西存在する。下級審裁判例において、独占禁止法違反を認めた事例や、特許権の行使を権利の濫用として制限した事例が日本でも相次いでおり、裁判所が、知財法の枠を超え、より広い視野から法の解釈適用を行うことが期待される。

VIII章は、本研究の結語として、修理する権利の実現を要請する循環経済への転換の視点から、欧日における特許権侵害における修理と再生産、消尽理論の適否に関して批判的検討をした結果、特許権の取得・行使において社会経済的要請を考慮することの重要性と、競争法違反とアクセスコントロールの問題の一類型として、修理または再生産の問題を分析する可能性を指摘する。

最後に、修理する権利との関係で残された知的財産法上の問題として、特に次の2点を指摘する。

まず、欧州共同体意匠規則には、早くから「修理条項」による意匠権の制限規定が存在していた。近時、その解釈をめぐるイタリアとドイツで訴訟となり、CJEUが、修理条項による意匠権の制限を認めた（Acacia事件）。自動車の修理のために部品製造者や修理業者がどこまでの行為ができるかが問題となった事案であり、修理する権利と意匠法制の関係を考察するうえで、これらの立法や判例の動向を研究することが重要である。

次に、欧州において、修理のための部品の生産者、流通に関わる者、修理業者による商標の使用（あるいは付されている商標の抹消）について、商標権侵害となるかどうかの問題となった事例群がある。循環経済への転換が目指される中で、商標法制の解釈適用に変更を加えるべきかどうかについて、欧州でも見解が分かれており、我が国の制度を考えるうえでも、比較研究が重要である。

## 目次

I. 本研究の目的と射程 .....	1
II. 線形経済 linear economy の知的財産法 .....	2
III. 循環経済 circular economy と修理.....	3
IV. 修理する権利 right to repair 運動と欧米各政府の動向 .....	5
V. 欧州における修理する権利の法的位置づけ .....	7
1. 有体物に対する所有権 .....	7
2. 環境法 .....	8
3. 競争法 .....	9
4. 消費者保護法 .....	9
VI. 修理する権利と特許権の消尽、修理と再生産 .....	10
1. 循環経済における伝統的な特許法理論の問題点.....	10
2. 持続可能な耐用期間の視点から消尽理論への批判 .....	11
3. 考察 .....	12
(1) 消尽理論などによる特許権の制限 .....	12
(2) 通常耐用期間 .....	13
VII. 特許権の取得・行使と社会経済的要請 .....	13
1. 特許法の目的からの再検討 .....	13
2. 競争法違反とアクセスコントロール .....	14
VIII. 結語および残された問題 .....	16
IX. 謝辞 .....	17

## I. 本研究の目的と射程

本研究は、欧州及び欧州各国の特許法における修理の取扱い、修理する権利に関する規制を対象として、特許庁委託・知的財産研究所派遣研究者制度の支援を受けて、2022年8月1日から9月3日までに行った在外研究をもとにしたものである。

数年来、欧米諸国において、「修理する権利」(right to repair)を求める動きが起きている。欧州では、消費者を保護するとともに、循環経済を実現して、ゴミの削減や大量生産による環境負荷を減らすことが重要であると認識されてきた。米国でも、消費者保護や製品の所有者の当然の権利として、メーカーが物理的または法的に修理を妨げる行為について規制すべきであるとされ、また、メーカーが修理のためのアフターマーケットを独占することに反対する動きがある。

これらの動きを受けて、欧州では、2021年3月から電化製品の種類ごとに使用可能とする期間、修理に必要な部品の保存期間を定め、部品の注文から配達までの期間を定めるなどの規則が制定され、欧州議会は、さらなる立法を検討している。米国では、FTCが同年5月に「修理する権利」について調査レポートを発表し、同年7月9日のバイデン政権のExecutive Order、同月21日のFTCのPolicy Statementで、検討課題が示された。製品のメーカーが非正規業者や消費者による修理を妨げる行為は、競争法違反となる可能性もあり、欧州議会や米国FTCは、既存の競争法の適用を積極的に行うことを検討するとともに、必要な新規立法を検討している<sup>1</sup>。

日本を含む各国・地域の製造業者は、これらの規制に対応できるように、各地域での製品説明書やマニュアル類の公開、修理用部品の保存や迅速な発送、特許権や著作権の行使が認められるかどうか、競争法違反とされないかどうかを検討した上で、特許出願や特許発明の実装、製品本体と部品・部材をつなぐ部分へのソフトウェア搭載やアクセス制限をすべきかどうかを検討する必要がある。また、日本の国内市場においても、修理のためのアフターマーケットの育成など、持続可能社会を実現しながら新規産業を創出する社会モデル、ビジネスモデルの形成が重要となる。これらの動きは、安かろう悪かろうの海外製品に対して国内ないし域内市場を守る機能も有しており、日本の産業界が、欧米で規制される側でなく、規制によって市場を広げる側に回れるように、迅速な対応が必要となる。

---

<sup>1</sup> 以上、詳細および出典は、後記IVを参照されたい。

修理する権利に関して知的財産法上の検討を行う第一段階として、本研究は、欧州各国における特許法の解釈論を調査検討することを主目的としたが、その前提知識として、循環経済に向けた欧州の法的政治的背景を理解することが重要である。そのため、本稿では、まず線形経済において知的財産法理論が構築されてきたことを明らかにする（Ⅱ）。次に、線形経済への反省から生まれた循環経済の概念を紹介し、循環経済における修理の位置づけを明らかにする（Ⅲ）。そのうえで、修理する権利運動と欧米各政府の動向を紹介し（Ⅳ）、そこで主張される修理する権利について、EU条約、EU機能条約、EU基本権憲章から、欧州における修理する権利の法的位置づけを明らかにする（Ⅴ）。

これらの前提知識の上に立って、特許権侵害事件における特許権の行使として許される修理か、侵害となる生産か、という論点、あるいは、特許権制限法理として主張される消尽理論について、修理する権利との関係で欧州での議論を紹介し、検討する（Ⅵ）。そのうえで、特許権の取得・行使において社会経済的要請を考慮することの重要性と、競争法違反とアクセスコントロールの問題の一類型として、修理または再生産の問題を分析する可能性を指摘する（Ⅶ）。最後に、結語と今後の課題を提示する（Ⅷ）。

## Ⅱ．線形経済linear economyの知的財産法

知的財産法は、産業革命後の技術革新の中で、技術と資本の投下により可能となった大量生産大量消費の時代に、鉱工業を中心とする産業において実施される物の発明や方法の発明を保護し、流通する製品のデザインやブランドを保護して、その製品について特許権、意匠権、商標権などを有する権利者が、当該製品の生産や流通から得られる利益を最大化することにより、研究開発やマーケティングのために投下した資本を回収し、さらに利益を受けられるようなシステムを提供してきた。

人類は鉱物や化石燃料などの天然資源を大量に掘削し、さまざまな資源を投入して大量生産大量消費を実現し、大量に流通した製品は短いサイクルで大量廃棄される一方通行型の経済、いわゆる線形経済linear economyを実現させた<sup>2</sup>。

---

<sup>2</sup> 経済産業省「循環経済ビジョン2020」（2020年5月）2頁脚注1は、「線形経済とは、調達、生産、消費、廃棄といった流れが一方向である経済システム（'take-make-consume-throw away' pattern）を指し、使い捨てを基本とする大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながるものである」とする。本稿では、一般に使われている「線形経済」という語を用いることとする。これを「一方通行型の経済」と称すべきとするのは、細田衛士「循環経済における拡大生産者責任の果たす役割」細田衛士＝大沼あゆみ編『環境経済学の政策デザインー資源循環・低炭素・自然共生ー』3頁（慶應義塾大学出版会、2019）。

大量生産した製品を大量に流通させれば売上が上がることから、企業は、自社製品の性能やデザインを向上させて需要者に魅力的な製品を開発しつつも、製品の耐用年数はそれほど長くない方が、需要者が次の新製品を購入する可能性は増すことを意識しつつ、製品の耐用性やメンテナンス期間を決定する。需要者も、製品の価格が低く抑えられていれば、製品に費用を掛けて修理しながら長く使うことよりも、比較的安価でより魅力的な性能やデザインの新製品に買い替えることを選択してきた。

また、製品の点検、修理、部品や消耗部材の交換などのメンテナンスや、交換用部品や消耗部材の販売は、主製品を販売した後に生まれるアフターマーケットであり、主製品のメーカーは、製品販売時に築いた顧客との取引関係を元に、アフターマーケットにおける市場競争でも優位に立とうと努力する。さらに、そのようなメンテナンス・サービスの維持は、主製品の買替えに向けて需要者に対して絶え間なくマーケティングする機会の維持にもなる。

このような線形経済の下で、まだ使える製品や部品や素材が「ごみ」として大量廃棄され、その結果、最終処分場の残余容量は減少する一方、人口増加や開発途上国の購買力の急成長などにより、天然資源の不足が明らかになってきた。また、大量生産、大量流通、大量廃棄の各過程で、二酸化炭素排出量は増加の一途をたどり、地球温暖化対策としてCO<sub>2</sub>削減が重要な政策課題とされてきた。さらに近年は、COVID-19のパンデミック、政治的分断や戦争により、世界に広がるサプライチェーンは分断され、生産に必要な資源や部材の供給不足が引き起こされたことで、パンデミック前から生じていた資源不足の問題が、多くの事業者や消費者の身近な経験として認識されるようになった。

### Ⅲ. 循環経済circular economyと修理

上述のような線形経済の下で明らかとなってきた資源不足やごみの最終処分場不足を解消するために提案されてきたのが、「循環経済 (circular economy)」である。すなわち、循環経済とは、「各種の資源が効率的に利用されることによって廃棄物の発生が回避され、あるいは廃棄物が排出されてもリユースやリサイクルがなされるために、天然資源の投入量が節約されるとともに自然界へ排出される廃棄物の量が極限まで抑制されるような経済」のことである<sup>3</sup>。「循環経済は資源の高度な循環利用を目指した経済ではあるが、まず最初に資源の節約的利用に重点が置かれ、廃棄物の発生回避が第一の優先課題となる。発生回

---

<sup>3</sup> 細田・前掲5頁。

避が前提になって、その後にリユースやリサイクルといった手法が位置付けられるのである。」<sup>4</sup>

循環経済は、EUの主導によって注目されてきた政策概念であるが、法政化は我が国の方が早く<sup>5</sup>、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を制定し<sup>6</sup>、循環型社会として、3R、すなわち、リデュースreduce、リユースreuse、リサイクル recycleを推進してきた<sup>7</sup>。経済産業省は、「1999年循環経済ビジョン」から20余年のときを経て「2020年循環経済ビジョン」（2020年5月）を公表し、欧州はじめ諸外国・地域の動きを紹介した上で、我が国としての対応の方向性として、循環性の高いビジネスモデルへの転換およびレジリエントな循環システムの早期構築を提言する<sup>8</sup>。2021年には、環境省、経済産業省、経団連が「循環経済パートナーシップ（J4CE）」を創設し、循環経済への取組事例の紹介などを行っている<sup>9</sup>。

製品に使用された各種資源を最大限に活かし、かつCO2発生を抑えるためには、その製品のままで長期間使用し続けるのが一番である。リユースreuseより前に、単なる使用継続keep usingである<sup>10</sup>。そのためには、まず、製品が修理しやすいデザインとなっていることが重要である。また、消耗部材や交換用部品が適正な価格で、かつ速やかに入手でき、かつ、必要な修理repairが適正価格で速やかにできることが大切である。

そのような使用継続がされなくなった中古製品は、必要な修理やメンテナンスをして新製品とほぼ同様に使用可能な状態にする再生ないしリファーマッシュrefurbish、リマニュファクチャremanufacture<sup>11</sup>、さらには、リサイクル目的や廃棄物として大量に発生している使用済み服飾製品を中心に、アップサイ

<sup>4</sup> 細田・前掲7頁。

<sup>5</sup> 細田・前掲11頁以下。

<sup>6</sup> 経済産業省「2020年循環経済ビジョン」（2020年5月）49頁以下Appendix Iに、本基本法など循環経済に関わる関連法令等の概要が列挙され、その相関関係は同52頁の図2が参考となる。

<sup>7</sup> 環境省HP「循環型社会・3R関連」<https://www.env.go.jp/recycle/circul/index.html>（24-11-2022）

<sup>8</sup> 経済産業省HP [https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/junkai\\_keizai/20200522\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/junkai_keizai/20200522_report.html)（24-11-2022）

<sup>9</sup> 循環経済パートナーシップ（J4CE）HP <https://j4ce.env.go.jp/>（24-11-2022）。なお、国際標準化活動については、一般社団法人循環経済協会「循環経済国際標準化アニュアルレポートISO/TC323（循環経済）活動報告」（2022年10月）参照 <https://www.ce-association.org/wp/wp-content/uploads/2022/11/c90beb78e4ae55ab5b1ccbe4b5085cc9.pdf>（24-11-2022）

<sup>10</sup> もっとも、新製品の方が省エネ性能などでCO2削減となるのであれば、旧製品の使用継続やリユース、リサイクルのために使われるエネルギー資源と、旧製品の廃棄による環境コストおよび新製品の生産流通使用のために使われるエネルギー資源との比較により、新製品に買い替えるのが最適であるかどうかを判断する必要があるだろう。

<sup>11</sup> 用語の意義については、例えば、refurbishingについて<https://www.ceguide.org/Strategies-and-examples/Make/Refurbishing>、remanufacturingについて<https://www.ceguide.org/Strategies-and-examples/Make/Remanufacturing>（いずれも24-11-2022）

クルupcycleを促す運動もある<sup>12</sup>。

以上のように、ある製品が古くなってそのままでは使われなくなっても、できるだけ使用し続けられるように修理や部品部材の交換をすること等により、使用を継続できる期間を長くすることで、廃棄物の発生を回避し、減少させることができる。とされる。

中古製品として製品全体をリユースできない段階になった場合には、その製品の部品・部材のうち、まだ使用できるものを分離して中古製品の修理や、他の製品製造の目的に使用し<sup>13</sup>、さらには素材を分離再生して別の製品の素材へとリサイクルrecycleすることとなる。そのようなリユースやリサイクルがCO<sub>2</sub>排出などその他の環境影響を勘案して効率的ではない場合には、廃棄物として燃焼して熱回収をし、さらには環境影響を極力抑えられるような適正処分を行うことが求められる<sup>14</sup>。

製品の使用可能期間を延長するためには、新製品のデザインを修理や調整がしやすいエコデザインにしていくとともに、修理repair、充填refill、再生refurbish（本稿では、これを「+3R」という。）により、同じ製品を使い続け、部品・部材も使える間は使いまわし、製品の買替えにおいても中古品や再生品の購入が奨励される。その結果、需要を満たすために新たに製造される製品や部品・部材の数量を減らし、製品の製造や使用継続に必要な資源や燃料、CO<sub>2</sub>排出を削減することで、循環経済を促進することができる。主に廃棄物処理に着目して使われることが多かったリデュース、リユース、リサイクルの3Rに加え、リデュース・リユースを実現するために行われる修理、充填、再生の+3Rにより、製品の製造・使用段階からの循環経済の仕組みづくり、ビジネスモデルづくりが推奨される。

#### IV. 修理する権利right to repair運動と欧米各政府の動向

EUの先導により、我が国を含むグローバル社会が積極的に取り組んできた循環経済を構築するための官民の動きの中で、近年、欧州、米国で目にするものが多くなったのが、修理する権利right to repairという概念である。

EUにおいて修理する権利の実現・拡充を求める市民運動のポータルサイトでは、修理する権利運動について、次のように説明する。

<sup>12</sup> 例えば、諸外国からガーナに輸入された大量の使用済み衣服の廃棄物をupcycleし、新たなデザインの衣服を作って流通させるRevivalという取り組みがある。<https://www.therevival.earth/> (24-11-2022)

<sup>13</sup> reclaimed resources と呼ばれる。See, <https://www.ceguide.org/Strategies-and-examples/By/Reclaimed-resources> (24-11-2022)

<sup>14</sup> 細田・前掲7頁以下。

「私たちは、人民peopleであり、修理者repairersであり、サステナビリティ運動家sustainability activistsであり、共同体communityです。

修理する権利運動は、2019年9月に始動し、それ以来、20以上の国で修理の理念cause of repairに関して活動する100以上の組織に急成長しました。

この運動のメンバーは、共同体の修理グループ、環境運動家、社会的経済団体social economy actors<sup>15</sup>、セルフ修理の代弁者、自分の修理する権利を獲得したいあらゆる市民を代表しています。

私たちは、私たちの製品を修理するうえでの障壁barrierを取り除くために戦っています。なぜでしょう？

問題はシンプルです。私たちが毎日使う製品は、修理するのがどんどんむずかしくなっています。電話やノートパソコンの製造業者が、その製品を修理しにくくしているのに伴い、電子廃棄物e-wasteは、世界中で急速に増加している廃棄物の流れの1つです。デジタル機器だけではなく。購入後5年以内に故障する家電製品の量も急増しています。

もうたくさんです。排出量、社会的影響、廃棄物など、あらゆる指標から、これを続けることはできません。だから私たちは、これを解決することを宣言します。私たちは、修理する権利を求めます。」<sup>16</sup>

上記の修理する権利運動への参加団体の1つであるiFixitは、米国カリフォルニアで創業され、電子機器のセルフ修理に関する情報の共有からその道具・部品・修理キットの通信販売まで、セルフ修理に関する総合サイトとして拡充され続けている<sup>17</sup>。

iFixitの修理する権利に関する主張は次のとおりである。

「私たちは所有する全てのものを修理する権利を持っています。

部品、ツール、および修理マニュアル情報へのアクセスは、公正かつ適切な価格でなければなりません。」

「修理する権利は、以下へのアクセスを確保するための世界的な運動です。

- 所有物を修理するための部品とツール
- 製造メーカーが使用するマニュアルと故障診断

---

<sup>15</sup> 社会的経済団体social economy actorsは、ボランティアグループ、社団、協同組合、社会的起業などを含む概念であり、近時、欧州を中心にグローバル社会において、持続可能な社会目的を達成するための主体としての重要性が指摘される。社会的経済social economyは、市民社会civil societyにおける慈善charityと営利産業businessとの中間に位置付けられ、営利も追求しながら社会的目的の達成を目指す団体を広く含む。World Economic Forum and Schwab Foundation for Social Entrepreneurship, Unlocking the Social Economy, Towards an inclusive and resilient society, Insight Report, May 2022; available at [https://www3.weforum.org/docs/WEF\\_Unlocking\\_the\\_Social\\_Economy\\_2022.pdf](https://www3.weforum.org/docs/WEF_Unlocking_the_Social_Economy_2022.pdf) (26-11-2022)

<sup>16</sup> RIGHT TO REPAIR, Who we are <https://repair.eu/about/> (26-11-2022)を和訳。

<sup>17</sup> iFixitウェブサイトの日本語トップページは、<https://jp.ifixit.com/> (26-11-2022)

・ セキュリティロックとペアパーツをリセットするためのソフトウェア」<sup>18</sup>

このような動きを受けて、欧州では、2021年3月から電化製品の種類ごとに使用可能とする期間、修理に必要な部品の保存期間を定め、部品の注文から配達までの期間を定めるなどの規則が制定され、欧州議会は、さらなる立法を検討している<sup>19</sup>。2022年1月11日にエビデンスの公募が行われ、第4四半期には、立法につなげることが公表されている<sup>20</sup>。

また、米国では、FTCが同年5月に「修理する権利」について調査レポートを発表し<sup>21</sup>、同年7月9日のバイデン政権のExecutive Order<sup>22</sup>、同月21日のFTCのPolicy Statementで、検討課題が示された<sup>23</sup>。

製品の製造業者が非正規業者やエンド・ユーザー<sup>24</sup>による修理を妨げる行為は、競争法違反となる可能性もあり、欧州議会や米国FTCは、既存の競争法の適用を積極的に行うことを検討するとともに、必要な新規立法を検討している。

## V. 欧州における修理する権利の法的位置づけ

前記IVで紹介した修理する権利運動の中で主張される修理する権利には、多様な法的性格付けが可能である。本研究は、欧州における調査報告であるため、主に欧州における法的位置づけを確認するが、各国の法制において、対応する位置づけが可能であろう<sup>25</sup>。

### 1. 有体物に対する所有権

<sup>18</sup> <https://jp.ifixit.com/Right-to-Repair#repair-is-freedom> (26-11-2022)

<sup>19</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_19\\_5889](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_19_5889) (25-11-2022)

Current status: <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-right-to-repair> (26-11-2022)

<sup>20</sup> Current status: <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-right-to-repair> (26-11-2022)

<sup>21</sup> FTC, Nixing the Fix: An FTC's Report to Congress on Repair Restrictions (May, 2021) [https://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/nixing-fix-ftc-report-congress-repair-restrictions/nixing\\_the\\_fix\\_report\\_final\\_5521\\_630pm-508\\_002.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/nixing-fix-ftc-report-congress-repair-restrictions/nixing_the_fix_report_final_5521_630pm-508_002.pdf) (26-11-2022)

<sup>22</sup> Executive Order on Promoting Competition in the American Economy, July 9, 2021 <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/07/09/executive-order-on-promoting-competition-in-the-american-economy/> (26-11-2022)

<sup>23</sup> FTC's Policy Statement on July 21, 2021 <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2021/07/ftc-ramp-law-enforcement-against-illegal-repair-restrictions> (26-11-2022)

<sup>24</sup> エンド・ユーザーは、製品によって事業者であることも消費者であることもある。米国で修理する権利の保障が強調された防衛機器のエンド・ユーザーは国であるし、農耕機器のエンド・ユーザーは、個人事業主または法人である農業従事者である。

<sup>25</sup> 修理する権利の法体系における位置づけの全般的検討は、本研究の射程を超えるが、その正当化を試みる先行研究として、Leah Chan Grinvald & Ofer Tur-Sinai, *Intellectual Property Law and the Right to Repair*, 88 *FORDHAM L. REV.* 63 (2019), 83ff.; Aaron Perzanowski, *The Right to Repair: Reclaiming the Things We Own* (Cambridge University Press, 2021).

有体物の所有権者は、その所有物をどのように使用収益処分するかを決定できる<sup>26</sup>。所有権者が、所有物を修理して使用し続ける権利があるのは自明のことである。もっとも、所有権のみに基づいて、所有権者が製造業者に対して修理しやすくすることを請求する法的権利が生ずるかについては、大いに検討を要する。伝統的法制度の下においては、競争法、消費者保護法、または環境法による規制が現実的であろう。

その一方で、有体物を所有・占有していても、所有権者・占有者による有体物の万能的支配を困難とするような修理しにくいプロダクト・デザインや、アクセスコントロールのためのソフトウェアの有体物への搭載や遠隔的な書換え<sup>27</sup>、IoT技術によって、製造業者等が、他人に譲渡した後の有体物について所有権者が使用方法をコントロールしたり、有体物の使用実態についてデータを集積して財産的利益を得たりするようになっており、現代社会における所有権の意味の検討は、法学上の重要課題の1つであろう。

## 2. 環境法

欧州においては、環境の保護は単なる政策目標ではなく、EU条約3条3項およびEU機能条約（TFEU）11条でEU政府に課せられた義務である。すなわち、EU条約 3条3項第2文は、共同体は、「高水準の環境の保護及び質の向上」を目指し、「欧州の持続可能な発展のために活動することを要する」とする。また、TFEU 11条は、「環境保護の要件は、特に持続可能な発展を奨励する見地から、共同体の政策及び活動の定義及び解釈に組み込まなければならない。」と規定する。EU基本権憲章37条も、「高水準の環境保護及び環境の質の向上は、共同体の政策に組み込まれ、持続可能な発展の原則に従って保障されなければならない。」と規定する。

欧州における循環経済やエコデザインのためのアクションプランや、それを受けて修理する権利の実現につながる規制や立法は<sup>28</sup>、このような上位法に基づくEU政府の義務の履行であり、これを要求する市民運動やロピーイングは、法的根拠を伴って強い影響力を有することには、注意を要する。

---

<sup>26</sup> EU条約6条を受けてEU基本権憲章17条1項第1文は、「何人も、適法に取得した財産を所有し、使用し、処分し、及び遺贈する権利を有する。」と規定する。

<sup>27</sup> 現代社会においては、有体物に搭載されたソフトウェアの自動バージョンアップ後に、自己の所有物の使用形態を予想外に変更させられることも多い。

<sup>28</sup> European Parliament, Resolution of 10 February 2021 on the New Circular Economy Action Plan, 2020/2077 (INI); European Parliament, Resolution of 7 April 2022 on the right to repair, 2022/2515 (RSP).

### 3. 競争法

米国における修理する権利の検討は、FTCにおける競争法政策の中で行われていることは前述のとおりである<sup>29</sup>。また、日本においても、プリンタのインクカートリッジまたはトナーカートリッジに関して、公正取引委員会による調査<sup>30</sup>や考え方<sup>31</sup>の公表、下級審裁判例による独禁法違反の判断<sup>32</sup>、特許権侵害訴訟における権利濫用の抗弁の枠組みでの独禁法違反の検討<sup>33</sup>が行われてきた。

これに対し、欧州においては、環境保護政策や立法の取組みが進んでいるためか、競争法による規制の議論は見えにくい。もっとも、修理情報へのアクセスコントロールを中心に、競争法の領域でも議論が進んでいるようである<sup>34</sup>。

### 4. 消費者保護法

以上のほか、次のような場合には、消費者保護の観点からの規制も考えられる。すなわち、ある製品が、通常の消費者が期待する品質を有さず短期間で故障する場合、修理を困難とするような内部デザインが採用されている場合、比較的簡単な修理や部品・部材の交換に不当な時間や対価を請求される場合、製品購入時にメンテナンス契約を締結しないと満足な修理や品質保証を受けられないために、製品の販売者とメンテナンス契約を締結せざるを得ない場合などである。

欧州においては、高水準の消費者保護もEU政府に要請されている(TFEU169条、EU基本権憲章38条)。

<sup>29</sup> 前掲註21ないし23。

<sup>30</sup> 公取委「キャノン株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」(平成16(2004)年10月21日)

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286894/www.jftc.go.jp/pressrelease/04.october/041021\\_02.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286894/www.jftc.go.jp/pressrelease/04.october/041021_02.html) (11-12-2022)。

<sup>31</sup> 公取委「レーザープリンタに装着されるトナーカートリッジへのICチップの搭載とトナーカートリッジの再生利用に関する独占禁止法上の考え方」(平成16(2004)年10月21日)

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286894/www.jftc.go.jp/pressrelease/04.october/041021\\_02-besshi.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286894/www.jftc.go.jp/pressrelease/04.october/041021_02-besshi.pdf) (11-12-2022)。公取委事務局「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成3

(1991)年7月11日) <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html>

(11-12-2022)は、「ある商品を購入した後に必要となる補完的商品に係る市場(いわゆるアフターマーケット)において特定の商品を購入させる行為も、抱き合わせ販売に含まれる。」とする。

<sup>32</sup> 東京地判令和3年9月30日令和元年(ワ)第35167号(ブラザー工業)。

<sup>33</sup> 東京地判令和2年7月22日平成29年(ワ)第40337号(リコー情報記憶装置第一審)は、原告・特許権者の独禁法違反行為の結果、被告に対する特許権の行使は権利濫用となるとしたが、その控訴審、知財高判令和4年3月29日平成2年(ネ)第10057号(リコー情報記憶装置控訴審)は、権利濫用の抗弁を排斥し、特許権侵害を認めた。

<sup>34</sup> Miriam Imarhiagbe, *The Right to Repair in EU Competition Law*, 166 *Nordic Journal of European Law* 2022。筆者が参加した欧州での競争法関連の研究会においても、修理する権利との関連において、著作権の保護とアクセスコントロールの問題が話題の中心となっていた。

2022年10月現在に欧州において検討されている、品質保証期間の延長や保証内容の充実<sup>35</sup>は、消費者保護にも資する規制といえよう。

これに対し、同様に現在検討されている欧州の規制、すなわち、廃棄物を減らすという環境保護目的のために、品質保証期間中に故障した製品の交換要求があった場合にも、当該製品を修理するか、メーカー再生品 *refurbished product* と交換することを義務づける規制<sup>36</sup>は、事業者に修理や再生を義務づけるだけでなく、新品との交換を望む消費者の利益をも制限するものといえよう。

## VI. 修理する権利と特許権の消尽、修理と再生産

### 1. 循環経済における伝統的な特許法理論の問題点

上記Ⅲで述べたように、循環経済においては、まず、新たに作られた製品をできるだけ長期間使用し続けることが求められる。そのためには、全体製品の所有者または修理業者が、長期間にわたり修理できることが必要である。当該製品の製造元、製造元から委託を受けた事業者または独立の事業者が、修理に要する部品・部材を安定的に製造・販売し、また、修理等のメンテナンス・サービスを提供することが求められる。全体製品を長く使い続けるだけでなく、修理・交換用の部品・部材について使用済みの部品や消耗部材の一部を使用して、修理や交換のための部品・部材を製造する方が、新たに部品・部材を製造するよりも、資源のリユースとなり、資源循環に資する。

特許法実務家や研究者は、ここですぐに特許権の消尽が問題となった事例や、特許製品の修理や消耗部材の充填・交換に関する古典的な議論を思い出すであろう。

特許権者やその許諾を得た者が適法に特許製品を拡布した場合には、特許権は目的を達して消尽し、それ以後の特許製品の使用、譲渡等の実施行為に対して、特許権者は特許権を行使できないとされる<sup>37</sup>。国内における消尽は各国で認められており、欧州では欧州域内での消尽も認められているが、国際消尽を

<sup>35</sup> 前掲註19。

<sup>36</sup> See, Ecommerce Europe, Position paper on promoting sustainable consumption and repair and reuse (5 April 2022), p.6.  
<https://ecommerce-europe.eu/wp-content/uploads/2022/04/ECOM-Position-paper-Right-to-Repair-05042022.pdf> (12-12-2022)

<sup>37</sup> 中山信弘『特許法』(法律学講座双書)(弘文堂、第4版、2019)438頁以下、Christoph Ann, *Patentrecht*, 8. Aufl. (C. H. Beck, 2022), 867ff; Christopher Heath, *Exhaustion and Patent Rights in Patent Law in Global Perspective*, Ruth L. Okediji, Margo A. Bagley eds. (Oxford Univ. Press, 2014) 419ff.

認めるかどうかは、国によって異なる<sup>38</sup>。

消尽理論により、適法に拡布された特許製品を購入した者が、当該製品を転売したり使用し続けたりすることは適法であり、「製品の通常の耐用期間内に」これを修理repairすることは、使用行為の一環として適法であると説明される。一方、「通常の」耐用期間を過ぎた製品を使用できるようにする行為は、新たな「生産」ないし再生産reconstructionに当たるとして、後述するように各国において、特許権侵害であると判断されがちである<sup>39</sup>。

## 2. 持続可能な耐用期間の視点から消尽理論への批判

Taina Pihlajarinneは、特許製品の修理が認められるかどうかは、独立の修理業者が事業を行う上で重要な問題であるが、消尽の成否についての予測可能性が低いことが、修理などの市場に参入するのをためらわせる原因となり、循環経済の構築にマイナスであると指摘する。すなわち、① 国際消尽に関する国際調和がされていないことから、当該製品がどの国で拡布されたか、どの国の特許法が適用される事案かによって、特許権が消尽するかどうかの結論が変わること、② 特許「製品の通常の耐用期間」は、特許権者のイニチアチブで定めやすく、消費者の判断はそれに影響されやすいこと、③ 修理か再生産かの解釈基準が曖昧であることなど、消尽理論が適用されるかどうかの判断は予測可能性が低いとする<sup>40</sup>。

③について、Pihlajarinneは、英国判例が、通常期待される耐用期間内の部品であるか、その部品が特許の発明的コンセプトを体現したものかにより修理か再生産かを区別すること<sup>41</sup>、ドイツ判例が「発明の本質的要素essential element of invention」や「発明的機能inventive function」に着目して修理か再生産を区別することを紹介し<sup>42</sup>、いずれも特許権侵害になるかどうかの基準が曖昧であることを問題視する。

さらにPihlajarinneは、知的財産権の保護についての伝統的な財産権の考え

---

<sup>38</sup> 我が国の最高裁は、国内においては消尽理論を、外国で拡布された日本国特許製品の並行輸入に関しては黙示の許諾説を採用したが（最判BBS）、諸外国からは、日本は「国際消尽」を認める国と認識されている。

<sup>39</sup> Christoph Ann, 'Identität und Lebensdauer' *Patentverletzung durch Instandsetzung patentierter Vorrichtungen in Materielles Patentrecht -Festschrift für Reimar König zum 70. Geburtstag*, Christoph Ann et. al. eds (Carl Heymanns, 2003) 17ff.

<sup>40</sup> Taina Pihlajarinne, *Repairing and re-using from an exclusive rights perspective: towards sustainable lifespan as part of a new normal?* in *Intellectual Property and Sustainable Markets*, Ole-Andreas Rognstad and Inger B. Østavik eds. (Edward Elgar, 2021) 81ff.

<sup>41</sup> *Schütz v Werit* [2013] UKSC 16.

<sup>42</sup> Pihlajarinne, id. at 90ffは、帝国通常裁判所以来の複数の判例を紹介する。なお、Ann前掲註39も参照。

方は、TFEU11条で要請される持続可能性のための立論よりも、古い伝統を踏襲する方向へ裁判所を誘導しがちであり、問題であるとする。

そのうえでPihlajarinneは、修理する権利の実現のためには、消尽理論などの特許権の制限法理にとどまらず、権利の内容についても循環経済の視点を取り入れるべきであると提案する。

### 3. 考察

#### (1) 消尽理論などによる特許権の制限

Pihlajarinneによる特許権の消尽理論に対する批判は示唆に富む。我が国においても、学説や裁判例の立論も、具体的事例に対する結論も分かれ、インクタンク事件<sup>43</sup>では最高裁判決が示されたものの、判断基準の中で示されたファクターの数も多く<sup>44</sup>、規範定立として意味があったのか、疑問と言わざるを得ない。

また、Pihlajarinneの、ドイツ判例がクレームや明細書に記載された発明の本質的要素や機能かどうかを侵害判断の手がかりにしていることへの批判は、我が国のインクタンク事件最高裁判決や、リコー情報記憶装置事件知財高裁判決<sup>45</sup>にも向けられよう。特許権侵害の成否をクレーム解釈によって判断すべきことは論を待たないが、クレーム解釈により特許権侵害の請求原因が肯定された後に、消尽理論、特許権の濫用、競争法ないし独占禁止法違反、資源循環の社会経済的必要性など、特許権行使を制限する抗弁が認められるかどうかについては、特許法制度内だけでなく、制度外におけるさまざまな法益を実現するために妥当な規範の探索と定立を行うべきである。

もっとも、私はPihlajarinneほど欧州の判例には悲観していない。欧米の判例法理は、2017年の2つの最高裁判決により変化の様相を見せた。すなわち、2017年のTrommeleinheit事件のドイツ連邦通常裁判所判決<sup>46</sup>と、同年の

<sup>43</sup> 最判平成19年11月8日民集61巻8号2989頁=判時1990号3頁=判タ1258号62頁（インクタンク）。

<sup>44</sup> 同判決は、「特許権者が我が国において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされ、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められるときは、特許権者は、その特許製品について、特許権を行使することが許される」として、「新たな製造に当たるかどうかについては、当該特許製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断するのが相当であり、当該特許製品の属性としては、製品の機能、構造及び性質、用途、耐用期間、使用態様が、加工及び部材の交換の態様としては、加工等がされた際の当該特許製品の状態、加工の内容及び程度、交換された部材の耐用期間、当該部材の特許製品中における技術的機能及び経済的価値が考慮の対象となる」とした。

<sup>45</sup> 前掲註33リコー情報記憶装置控訴審。

<sup>46</sup> BGH 24.10.2017, Case No. X ZR 55/16 “Drum Unit” (Trommeleinheit).

Impression v. Lexmark事件の米国最高裁判所判決<sup>47</sup>は、それぞれ、それまでの自国の判例法理に修正を加え、その結果、非正規業者による消耗部材の供給について、特許権の消尽を認めるに至ったからである。

## (2) 通常の耐用期間

上記2. ②で指摘されたように、「通常の耐用期間」概念<sup>48</sup>は、特許権侵害の判断を曖昧にする要素の1つである。当該製品において「通常期待される」耐用期間は、特許権者や製品の製造業者が想定して修理や部品保管を行っている期間や、法規制や業界の自主規制により定められている期間を踏まえた社会状況の下での経験から、エンド・ユーザーが期待する期間、ということになる<sup>49</sup>。

しかし、実際には、それより長い期間、特許製品やその部品・部材の使用継続、修理、リユースや再生が行われるからこそ、修理か生産かをめぐって特許権侵害紛争が生じるのであり、逆説的にいうならば、そのような紛争が起こっている限り、「通常の耐用期間」が延長され続けているとさえ言えそうである。

## Ⅶ. 特許権の取得・行使と社会経済的要請

### 1. 特許法の目的からの再検討

根本的問題は、特許クレームや明細書の記載があれば、裁判所は、特許出願人が意図したとおりにクレーム解釈を行い、特許権の行使を認め続けてよいの

<sup>47</sup> Impression Prods. Inc. v. Lexmark Int'l, Inc., 137 S. Ct. 1523 (2017). これを紹介するのは、小泉直樹「特許権の消尽に関する米国連邦最高裁Impression事件判決」慶應法学40号163頁(2018)、井関涼子「米国における特許権の消尽を巡る転回：Impression Products, Inc. v. Lexmark Int'l Inc.最高裁判決(2017)」同志社法学71巻1号253頁(2019)。

<sup>48</sup> インクタンク事件最高裁判決(前掲註43)において耐用期間が言及されたほか(前掲註44参照)、我が国における「効用を終えた」かどうか、これに対応する概念といえよう。

<sup>49</sup> 家電、携帯電話、タブレット、PC、プリンタなどの電子機器、自動車、自転車など、修理しながら長く使うよりも、数年で買い替えたりリースしたりしている消費者や事業者は多い。筆者も、ある家電が20年目にほぼ初めて修理を要する状態になったとき、修理を依頼したメーカーの正規代理店から、「この製品の寿命は20年くらいですから、買換え時です」と言われ、ろくに点検もせずに、20年前の約2.5倍の価格で使いにくいデザインに変更された新製品の購入を勧められ、やむなく購入した。その際相談した友人からも「自分も20年目に買い替えた」との助言も受けたが、その友人も、代理店から同じ扱いを受けた可能性がある。一方、それよりずっと古い住宅は、修理補修しながら使用し続けており、複数の事業者からは折に触れてリフォームの営業が入る。消費者の行動として、家電や電子機器や自動車は数年で買い替えるもの、不動産は費用を掛けても補修するもの、ということは、事業者からの刷り込みによるものなのではないか。家電や電子機器の性能が日進月歩する時代には、そのような消費行動も合理的であったかもしれないが、高度化した先端技術のうち、どの機能を有する製品を生活や事業に取り込むかは、個人や事業者の選択によるべきであり、個人も事業者も、循環経済の中で生活・事業の在り方を自律的に選択することができ、それを支える製品デザインやビジネスモデルを構築していくことが、次世代の成長産業として注目されるべきであろう。

か、という疑問である。権利の内容についても循環経済の視点を取り入れるべきであるとするPihlajarinneの見解も、同じ疑問から出発したものであろう。

企業の知財法務担当者やその代理人は、自社や顧客の製品やビジネスモデルを保護するために、全体製品およびその部品・部材について、さまざまな角度から研究開発やデザインを行い、特許権、意匠権、商標権を取得し、競業者に対して権利行使することにより、自社や顧客の利益を上げる努力をしてきた。出願された発明は、どんな些細な技術的課題を解決するものであっても、公知技術から当業者が容易に想到できないものであり、クレームや明細書の記載要件を充足し、適式な手続を経れば、特許権設定登録をすることができる。

一方で、特許法の目的は、「発明の保護と利用」を図ることにより「発明を奨励」し、もって「産業の発達に寄与」することにある（特許法1条）。特許制度は本来、研究開発費用とリスクを取って発明を完成させた者に、一定期間独占的に発明を実施する排他的権利を認めることにより、その発明の実用化や新規市場の開拓のための追加投資をしても利益を得る可能性を保障し、次の研究開発や新規産業の創設のために人的物的投資をすることを促し、もって「産業の発達に寄与」することを目的としている<sup>50</sup>。全体製品の性能を変更しないような全体製品と部品・部材との接続部分の形状や、接続部分に使用するためのプログラムやICチップの開発よりも、全体製品の性能を向上し環境負荷を減らすような発明や、既存の全体製品市場やそのアフターマーケットとは異なる市場を創設するような発明を奨励し、それにより新規産業が生まれたり、循環経済に資するビジネスモデルが社会に普及したりすることにより、社会経済の変化に応じ、あるいはそのような変化を積極的に引き起こすような事業者が活躍し、もって「産業の発達に寄与」することを、特許法1条は目的としているのではないか。特許権の取得・行使により、新規産業の創出や循環経済の構築が妨げられるような場合には、イノベーションは阻害され、産業の発達は妨害されるだろう。

## 2. 競争法違反とアクセスコントロール<sup>51</sup>

修理か再生産かが問題となる消耗部材の再生や部品交換は、特許法の外にも目を向ければ、製品市場のアフターマーケットへの参入を妨げる競争法ないし独禁法違反事例の一類型として、分析することが可能であろう。

<sup>50</sup> 君嶋祐子「IoT時代における標準必須特許（SEP）をめぐる法的問題」特許研究73号6頁（2022）7-8頁参照。

<sup>51</sup> 一般的には、Zohar Efroni, *Access-Right: The Future of Digital Copyright Law* (Oxford Univ. Press 2011)を参照。

すなわち、駐車ガレージの自動ドアの制御装置に組み込まれたファームウェアへのアクセス制限<sup>52</sup>、エスプレッソマシンに設けられた空間へ挿入する使い捨てコーヒー・カプセルの形状<sup>53</sup>、プリンタにトナーまたはインクカートリッジを挿入して機能させるための部品の形状<sup>54</sup>、ICチップの形状<sup>55</sup>やソフトウェアへのアクセス制限<sup>56</sup>、プリンタ側の設計変更による既存の再生品カートリッジのアクセス拒否<sup>57</sup>、自動車の修理情報へのアクセス制限<sup>58</sup>など、特許権、著作権、情報セキュリティ、製品品質の保護の名の下に、修理業者、メンテナンス業者、リサイクル業者の市場参入を妨げたことが疑われる事例は、古今東西、枚挙にいとまがない。

それぞれの法分野で、経済活動を行う企業やその代理人、法の解釈適用を行う裁判官が、紛争の社会経済的実態に目を閉じて、自らの行動や判断が後世に与える影響に無関心でいるならば、特許法の目的である産業の発達（特許法1条）や、著作権法の目的である文化の発展（著作権法1条）とは無関係なところで、事業者や個人の所有物の使用や経済活動の自由を制限し、成長すべき新規産業をつぶし、発展すべき技術やビジネスモデルの普及を妨げることとなりはしないか。ソフトウェアへのアクセスができなくなったり、消耗部材・部品の入手やこれを使う修理が困難となったりしたために、機械的にはまだ機能する電子機器が、型遅れとなった部品・消耗部材の在庫とともに廃棄物の山を増やすことになりはしないか<sup>59</sup>。基幹産業に使用する材料や半導体が不足する一方で、大半がリサイクルされずに部材とともに燃焼されるにもかかわらず、さまざまな形状の交換用部材を大量生産してICチップを貼り続ける産業を奨励することになりはしないか。

我が国においては、近年、下級審裁判例において、独占禁止法違反を認めた事例や、特許権の行使を権利の濫用として制限した事例が相次いでおり、欧州の研究者からも注目されている<sup>60</sup>。知的財産高等裁判所や最高裁判所も、より

<sup>52</sup> Chamberlain Group, Inc. v. Skylink Techs., Inc., 381 F.3d 1178 (Fed. Cir. 2004).

<sup>53</sup> Nespressokapsel, OLG Düsseldorf, Urteil vom 21.02.2013 - I- 2 U 72/12, GRUR-RR 2013, 185.

<sup>54</sup> 前掲註46。

<sup>55</sup> 前掲註33。

<sup>56</sup> 前掲註30, 31, 33; Lexmark Int'l, Inc. v. Static Control Components, Inc., 387 F.3d 522 (6th Cir. 2004).

<sup>57</sup> 前掲註32。

<sup>58</sup> Leah Chan Grinvald & Ofer Tur-Sinai, *Smart Cars, Telematics and Repair*, 54 U. Mich. J. L. Reform 283 (2021).

<sup>59</sup> 循環経済の構築のためには、同じ機能を有する主製品の部品部材を標準化すれば、主製品の機種変更や他社製品への買換えがされても、型遅れや型違いとなって廃棄される部品部材は劇的に減少するであろう。

<sup>60</sup> 前掲註32, 33。これらの裁判例について欧州の研究者に話をすると詳細を尋ねられ、その結果 IEEM Workshop on the Right to Repair in the Context of IP Rights (18.10.2022) および SHARE Project, University of Helsinki (14.11.2022) のために、日本の裁判例について話すことになった。

広い視野から法の解釈適用を行っていくことに強く期待したい。

## VIII. 結語および残された問題

線形経済の下で発達した製品デザインやビジネスモデルは、特許法はじめ知的財産法の解釈適用によって保護されてきた。現在、大量生産大量廃棄を促すような製品デザインやビジネスモデルを反省し、先進的な企業であればあるほど、大企業からベンチャー企業に至るまで、循環経済に資する製品やビジネスモデルの開発、資源循環のための仲間づくりや標準化を行ってきた<sup>61</sup>。修理しにくい製品の典型例とされてきたiPhoneを擁するアップル社でさえ、iPhone所有者自身による修理を可能にする部品や道具の提供を開始するとともに<sup>62</sup>、その再生品ビジネスを許容しているようである<sup>63</sup>。本研究をきっかけにヒアリングの機会を頂いた事業者においても、さまざまな試みが実現されつつあることを知った。

本研究においては、修理する権利に関して知的財産法上の検討を行う第一段階として、欧州各国における特許法の解釈論を調査検討することを主目的とした。特許権侵害事件における特許権の行使として許される修理か、侵害となる生産か、という論点、あるいは、特許権制限法理として主張される消尽理論について、修理する権利との関係で欧州での議論を紹介し、我が国における議論と対比検討した。そのうえで、特許権の取得・行使において社会経済的要請を考慮することの重要性と、競争法違反とアクセスコントロールの問題の一類型として、修理または再生産の問題を分析する可能性を指摘した。

本研究のために、ミュンヘン工科大学に滞在し、欧州各国でヒアリングする中で、また、帰国後も内外の研究者、実務家、企業から、修理する権利と知的財産法に関して、本稿に記載した内容以外にも、多くの情報や示唆を頂いた。

中でも残された問題として、次の2点を指摘しておきたい。

まず、欧州共同体意匠規則には、早くから「修理条項」による意匠権の制限規定が存在していた。近時、その解釈をめぐるイタリアとドイツで訴訟となり、CJEUが、修理条項による意匠権の制限を認めた（Acacia事件）。自動車の

---

<sup>61</sup> 前掲註9、註16。

<sup>62</sup> PRESS RELEASE of April 27, 2022, Apple's Self Service Repair now available, <https://www.apple.com/newsroom/2022/04/apples-self-service-repair-now-available/> (26-1-2023).

<sup>63</sup> フィンランドのSwappie社はiPhoneに特化した中古スマートフォンの引取り・リファービッシュ・販売をする会社である。欧米を対象としてウェブサイトを通じた取引を行うとともに、ショッピングモールに店舗も設け、消費者から中古品を引取り、必要な修理等を行ったうえで、リファービッシュ済み製品を販売している。See, <https://swappie.com/en/> (12-12-2022).

修理のために部品製造者や修理業者がどこまでの行為ができるかが問題となった事案であり、修理する権利と意匠法制の関係を考察するうえで、これらの立法や判例の動向を研究することが重要であろう<sup>64</sup>。

次に、欧州において、修理のための部品の生産者、流通に関わる者、修理業者による商標の使用（あるいは付されている商標の抹消）について、商標権侵害となるかどうかの問題となった事例群がある。循環経済への転換が目指される中で、商標法制の解釈適用に変更を加えるべきなのかどうかについて、欧州でも見解が分かれており、我が国の制度を考えるうえでも、比較研究が重要と思われる<sup>65</sup>。

## IX. 謝辞

本研究は、知的財産研究所における特許庁委託・令和4年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業の派遣研究として、ドイツ・ミュンヘン工科大学に滞在させて頂いたことによる成果である。ご支援頂いた特許庁、知的財産研究所、研究環境を提供し、本研究への助力を頂いたChristoph Ann教授はじめミュンヘン工科大学の皆様にご心より御礼申し上げます。

EPO審判官でマーストリヒト大学教授のChristopher Heath博士からは、Acacia事件についてご教示頂くとともに、同氏主催のEPOでの研究会やマーストリヒト大学・マカオ欧州研究所のオンラインワークショップ<sup>66</sup>において、意見交換の機会を得た。訪問したノルウェー・オスロ大学では、Ole-Andreas Rognstad教授、Inger B. Østavik教授はじめ、知的財産法、競争法、循環経済法の研究者から貴重な示唆を頂いた。また、フィンランド・ヘルシンキ大学SHAREプロジェクトでは、本研究で引用したTaina Pihlajarinne教授をはじめ、Jukka Mähönen教授、Rosa Ballardini教授など複数の研究者からご意見を頂いた。オスロでは、法律事務所SchjødtのパートナーThomas Hagen弁護士に、ヘルシンキでは特許事務所Boco IP Oy Abの欧州弁理士 Christian Westerholm氏と、同事務所インターンのMari Nieminen氏に、本研究について実務的視点からご助言頂いた。ルクセンブルク大学のMartin Stierle教授にも貴重な意見交換の機会を頂いた。

<sup>64</sup> See, Dana Beldiman, Constantin Blanke-Roeser & Anna Tischner, *Spare Parts and Design Protection – Different Approaches to a Common Problem. Recent Developments from the EU and US Perspective*, GRUR Int. 673 (2020).

<sup>65</sup> See, Ole-Andreas Rognstad, *Revisiting the concept of ‘trade mark piracy’ in light of Sustainable Development Goals: A Discussion of the Norwegian ‘Apple’ Case*, in *Intellectual Property and Sustainable Markets*, Ole-Andreas Rognstad and Inger B. Østavik eds. (Edward Elgar, 2021), 101ff.

<sup>66</sup> 前掲註 61 IEEM Workshop.

以上のように、欧州の研究者や実務家との意見交換やインタビューを通して、修理する権利に関し、特許法にとどまらない知的財産法上のさまざまな問題について示唆を得た。また、欧州において、循環経済に向けて豊富な学際的研究が行われていること、法学分野においても、環境法、競争法、知的財産法の各分野の研究者が、それぞれの分野から研究に参加し、研究グループやプロジェクトを立ち上げていることを認識した。

循環経済の実現には、実務的に仲間づくりが重要であるとされるが、それを支える研究においても、従来の学問分野や国境・地域に問われない広い視野からの研究が大切であろう。

禁無断転載

特許庁委託  
令和4年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業  
調査研究報告書

修理する権利：知的財産法の視点から

君嶋 祐子

令和5年3月

一般財団法人知的財産研究教育財団  
知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地  
精興竹橋共同ビル5階

電話 03-5281-5671  
FAX 03-5281-5676  
<https://www.iip.or.jp>

All rights reserved.

Report of the 2022FY Collaborative Research Project on  
Harmonization of Industrial Property Right Systems  
Entrusted by the Japan Patent Office

Right to Repair from an Intellectual Property Law  
Perspective

Yuko KIMIJIMA

March 2023

Foundation for Intellectual Property  
Institute of Intellectual Property

Seiko Takebashi Kyodo BLDG 5F, 3-11 Kanda-  
Nishikicho, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0054, Japan

TEL +81-3-5281-5671  
FAX +81-3-5281-5676  
<https://www.iip.or.jp>